

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		決 算 特 別 委 員 会 環 境 市 民 厚 生 分 科 会		会 議 場 所 全 員 協 議 会 室
				担 当 職 員 小 野
日 時	令 和 3 年 9 月 1 7 日 (金 曜 日)		開 議	午 後 1 時 0 0 分
			閉 議	午 後 5 時 0 8 分
出 席 委 員	◎ 平 本 ○ 三 宅 長 澤 大 塚 並 河 竹 田 西 口 福 井			
理 事 者 出 席 者	【環境先進都市推進部】 山 内 部 長 〔環境政策課〕 大 倉 課 長、綾 野 環 境 政 策 係 長、名 倉 環 境 保 全 係 長 【健康福祉部】 佐 々 木 部 長 〔地域福祉課〕 田 端 課 長、中 野 生 活 支 援 担 当 課 長、門 下 副 課 長、西 山 副 課 長 【こども未来部】 阿 久 根 部 長 〔子育て支援課〕 山 内 課 長、井 尻 副 課 長、西 村 こ ども 政 策 係 長、川 田 こ ども 給 付 係 長			
	事 務 局 小 野 主 任			
傍 聴 者		市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 2 名 (富 谷、小 川)

会 議 の 概 要

1 開会

2 事務局日程説明

3 事務事業評価

[理事者入室] こども未来部

(1) 子ども・子育て支援経費（子どもの貧困実態調査・計画策定業務委託料）

<こども未来部長>

(あいさつ)

<子育て支援課長>

(資料に基づき説明)

～ 13 : 10

[質疑]

<長澤委員>

貧困や生活に関する調査では、中央値の半分より低いほうを相対的貧困とすることがあるが、この実態調査では、どのような基準で低所得と判断しているのか。また、国の推奨を受けて各自治体でこの調査を行っているということであるが、他の自治体でも同様の基準で判断しているのか。

<子育て支援課長>

国は、等価可処分所得の中央値の半分为基準として低所得層と判断している。大阪圏域などでは、この方法を用いていると聞いている。家計の逼迫や子どもの体験、所有物の欠如ということを掛け合わせて、困難層としているのは亀岡市独自の分析である。

<竹田委員>

アンケートの未回答者への対応は。

<子育て支援課長>

今後、貧困対策を進める上で、経年的な比較をしたいと思っているが、今回、回収できなかった人に対して再度調査するという思いはない。

<長澤委員>

調査は、学校を通じて実施されたとのことであるが、調査の内容はデリケートなものであるため、個々の調査票は、無記名であったとしても、公表されることはないといった内容は、保護者や子どもに伝えられているのか。

<こども未来部長>

学校に調査票を提出する際には、各個人ごとに調査票を封筒に入れ、学校にも内容が分からないようにしていただいた。

<並河委員>

調査対象は。

<子育て支援課長>

対象は、亀岡市内の学校に通う小学5年生と中学2年生である。市内に住所があっても、市外の学校に通っている方は対象としていない。

<大塚委員>

令和2年6月から貧困対策のプロジェクトチームを立ち上げられたと聞いているが、福祉や教育関係の部署との連携会議などは行ったのか。

<子育て支援課長>

庁内プロジェクトチーム全体での会議を6月に開催した。

<大塚委員>

プロジェクトチームから発展した、貧困対策会議を開催されたと思うが、貧困対策会議の構成は。

<子育て支援課長>

大阪府立大学の山野則子教授を会長とし、亀岡市子育て支援センター、亀岡市母子寡婦福祉会、亀岡市民間保育園協会、NPO亀岡人権交流センター、小学校校長会、中学校校長会、京都府南丹保健所、同志社大学の埋橋孝文教授で構成している。

<大塚委員>

会議では、どのような課題が抽出されたのか。

<子育て支援課長>

子どもの貧困対策計画について、委員からは慎重に議論を進めるべきであるという意見があり、当初は、去年度中に計画策定を終えると予定としていたが、引き続き今年度も計画策定を行っているところである。

<大塚委員>

子どもの貧困対策会議の開催予定は。

<子育て支援課長>

会議は3回開催する予定である。7月と10月は、施策の展開について協議を行う。その後、計画案を作成し、12月にパブリックコメントなどを行い、3回目の会議を開催する予定である。

<大塚委員>

庁内の横断型の会議の構成は。

<子育て支援課長>

プロジェクトチームの構成メンバーは、チームリーダーが石野副市長である。サブ

リーダーは健康福祉部長、こども未来部長、教育部長で、各部長と企画調整課長、人権啓発課長、商工観光課長、建築住宅課長、財産管理課長、学校教育課長、社会教育課長、健康福祉部内の各課長など24人で構成している。

[評価]

<平本委員長>

各委員は個人採点について、順次報告願う。

・三宅副委員長

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：4点、成果：5点

・西口委員

必要性：4点、妥当性：4点、効率性・費用対効果：4点、成果：4点

・竹田委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：3点、成果：5点

・大塚委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：4点、成果：3点

・長澤委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：5点、成果：5点

・並河委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：3点、成果：3点

[総合評価結果のまとめ]

<平本委員長>

各委員の点数を合計して、100点換算した結果、分科会としての点数は88点となり、評価基準は「4良好である」となった。この評価点数・評価基準を踏まえて、総合評価結果について協議を行いたいと思うが、意見はあるか。

<竹田委員>

この事業は、アンケート調査の実施から集計までを行うものであり、今後、計画策定に向けて引き続く事業であるため、事業に対する評価は妥当・現状維持だと思う。

<西口委員>

子育てだけではなく、福祉や教育など幅広く事業を展開・拡充していく必要がある。

<平本委員長>

子ども・子育て支援経費（子どもの貧困実態調査・計画策定業務委託料）の評価結果は「拡充」とする。なお、子どもの生活状況調査の結果を有効に活用し、子どもの貧困対策計画を策定するとともに、取り組めることから速やかに推進していただきたい。

<こども未来部長>

子育て施策を進めていく上で、一番大切なことは、環境に左右されることなく、子ども一人一人が自分らしく生きていくことであると思うので、今日頂いた意見を一つ一つ検討して、施策を進めていきたいと思っている。

[理事者退室] こども未来部

[理事者入室] 環境先進都市推進部

（２）環境保全対策経費

<環境先進都市推進部長>

（あいさつ）

<環境政策課長>

（資料に基づき説明）

～ 14 : 23

[質疑]

<並河委員>

監視カメラは、どこに設置しているのか。

<環境政策課長>

自治会などから、要望があった場合に貸し出している。

<並河委員>

監視カメラを設置した効果や実績は。

<環境政策課長>

令和２年度は、５か所にカメラを設置している。そのうち１か所で、行為者を確認し、解決に至ったことがある。行為者の特定には至らなかったが、カメラを設置したことで、抑止効果があったと思われる案件もあった。

<大塚委員>

会計年度任用職員として、警察ＯＢを１人任用しているが、具体的な業務内容は。

<環境政策課長>

不法投棄や不法開発のパトロールをしていただいております。そういう事象を発見された場合などには、その経験を生かした対応をしていただいております。

<大塚委員>

巡回の頻度は。

<環境政策課長>

常勤であるため、随時その業務に従事していただいております。

<大塚委員>

令和２年度の成果は。どのような事例があったのか。

<環境政策課長>

過去に不法行為があった場所などを監視していただいております。パトロール中にゴミを発見した場合は、その対応などもしていただいております。不法開発などについては、大きな動きはない状況である。

<大塚委員>

不法投棄対策業務委託の、不法投棄パトロールはどこに業務を委託しているのか。

<環境政策課長>

シルバー人材センターに委託しており、日を決めて市内全域を回っていただいております。

<長澤委員>

会計年度任用職員による不法投棄の監視と、不法投棄対策業務の監視について、地域やルートはどのように設定されているのか。

<環境政策課長>

会計年度任用職員は、以前に行為があったところを重点的に巡回していただいております。シルバー人材センターに委託している不法投棄のパトロールについては、市域が広いので、東・西別院方面や川東方面など５ルート程度を組んで回っていただい

ている。

<長澤委員>

亀岡市ポイ捨て等禁止条例に過料が定められた。過料の対象となるのは、実際に現場を発見した場合などに限られると思うが、実際に発見したことはあったか。

<環境政策課長>

今年度から監視員の方に、パトロールをお願いしているが、現在のところ、行為者を特定し、過料が発生したということはない。

<並河委員>

今後の課題として、市に寄せられる苦情は多様化し、対応が複雑化しているとあるが、具体的にはどのような苦情があるのか。

<環境政策課長>

最近では、空き地の雑草の苦情、相談が大変多い。家を放置されて、どなたが管理されているのか分からない状況で、対応に苦慮され、市役所に相談をいただくというケースが増えている状況である。

<並河委員>

そういった場合は、どのように対応するのか。

<環境政策課長>

市でも、所有者の方を確認する作業を行うことになるが、登記簿情報でしか確認ができないため、対応に行き詰まってしまうことがある。

<三宅副委員長>

不法投棄の回収量が10トンとあるが、推移はどうなっているか。

<環境政策課長>

平成29年度は、15.96トン、平成30年は、10.65トン、昨年度は13.84トンである。

<大塚委員>

水質検査は、どこの河川で行っているのか。

<環境政策課長>

19河川で検査を行っている。鶉ノ川、西川、年谷川、雑水川、曾我谷川、赤川、法貴谷川、犬飼川、栢原川、砂川、山内川、願成寺川、千々川、古川、七谷川、本梅川、大路次川、愛宕谷川、桂川である。

<大塚委員>

どのような方法で検査をされているのか。

<環境政策課長>

一定量の水を採取し、それを検査機関に持ち込んで検査している。

<大塚委員>

最近の水質の状況は。

<環境政策課長>

亀岡市の河川の状況として、大腸菌の数値が少し高く出る傾向にあるが、これは農業関連によるものが主な理由であると考えられる。pHやBODについては、おおむね良好な数値で推移している。

<大塚委員>

七谷川上流などには、鶏小屋や豚舎など、河川を汚染するような施設があるが、適切な指導や監視はされているのか。

<環境先進都市推進部長>

水質汚濁防止法に基づき、工場などの排水について異常があった場合は、保健所が

指導を行う。委員ご指摘の河川上流部でも検査を行っているが、今申し上げたように、農業地であることから、大腸菌、窒素、リンが少し高いという、全体的な傾向はあるものの、水質環境は良好である。何かあったときには京都府と連携しながら対応している。

<長澤委員>

不法投棄防止の看板は、どのような場所に設置されているのか。

<環境政策課長>

市民の方から要望があり、貸し出しという形で渡しているものは、道路に近い場所に設置していることが多いと思う。市は、不法投棄が頻発して起こるところに設置している。

<長澤委員>

私有地の不適切な管理に対する指導が問題になっている。代執行ができるのは、かなり大変な状況になったときに限られると思う。そこに至らない状態で、市民の方から申出があったときには、市はどこまで関与するのか。

<環境政策課長>

土地の所有者を確認し、所有者の方に草刈りなど、適正な土地の管理をお願いする文書を送っている。ただし、登記簿の情報であるため、必ずしも文書が到達するわけではないという状況である。

<環境先進都市推進部長>

現時点で亀岡市には、空き家に関する条例がない。代執行法に基づき、代執行を行う場合は、生命、人体、財産を脅かすような大きな事象が前提になってくる。空き家については、空き家特別措置法というものがあり、空き家が絡んでいる場合は、土地の所有者まで調べることが認められており、登記簿より踏み込んで調べられるが、それによって即解決につながるというわけではない。解決のためには、地域と一緒に対処していくことが必要であると考えている。

<平本委員長>

今まで、警察OBの会計年度任用職員やシルバー人材センターに不法投棄の監視パトロールをしていただき、それなりの成果と実績が上がっているが、実績を検証し効率化を図る取組は行っているか。

<環境政策課長>

投棄されたものを放置すると、連鎖してごみが投棄される傾向があるので、それを未然に防止するため、定期的にパトロールを行っている。不法投棄が多い場所には、看板や監視カメラを設置するなど、できる限りの対応はしていく。

<環境先進都市推進部長>

過去からのデータを積み重ね、それを踏まえて不法投棄防止に向けた取組を進めている。今年は、市民と一緒に取組を進めていきたいと考えており、エコウォーカー事業などを活用しネットワークや監視の目を広げていきたいと考えている。

<平本委員長>

ポイ捨て等禁止条例施行後の状況の変化が論点になっているが、成果は出ているか。

<環境政策課長>

条例施行が去年の8月であるため、現在、詳細な検証を行っている途中であるが、たばこのポイ捨てが顕著に減少している。これは、JR4駅とトロッコ亀岡駅をポイ捨て等禁止重点地域に指定し、監視員によるパトロールなどを行っていることが抑止効果になっていると考える。

<環境先進都市推進部長>

条例制定の際、委員の皆さんから罰則をしっかりと設けていかなければいけないと意見をいただき、看板の中にも明記している。これも抑止力を高める要因の一つであると考えている。

<平本委員長>

今後、ポイ捨て等禁止重点地域は増やしていくのか。

<環境政策課長>

重点地域の拡大については、今後の状況を見ながら、必要であれば、検討していく必要があると考えている。

[評価]

<平本委員長>

各委員は個人採点について、順次報告願う。

- ・三宅副委員長

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：4点、成果：4点

- ・西口委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：4点、成果：5点

- ・竹田委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：4点、成果：4点

- ・大塚委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：5点、成果：5点

- ・長澤委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：5点、成果：4点

- ・並河委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：4点、成果：4点

[総合評価結果のまとめ]

<平本委員長>

各委員の点数を合計して、100点換算した結果、分科会としての点数は93点となり、評価基準は「4良好である」となった。この評価点数・評価基準を踏まえて、総合評価結果について協議を行いたいと思うが、意見はあるか。

<大塚委員>

環境保全・美化、公害防止、不法投棄防止は、市民の生活環境を守る上で、大変重要な課題であり、この事業は今後ますます充実させていく必要があるため、拡充するべきであると思う。

<竹田委員>

今後、エコウォーカー事業という新たな取組を活用することで、環境に関する取組に子どもたちの参加も増えてくると思う。様々な方が事業に参加することが、ごみの教育、環境教育につながっていくと思うので、こういった事業をうまく施策に取り込めるよう工夫していただきたい。

<平本委員長>

環境保全対策経費の評価結果は「拡充」とする。なお、ポイ捨て等禁止重点地域におけるデータを蓄積、分析することで情報を可視化し施策に反映していただきたい。また、エコウォーカーという新たな取組みを活用し、市民参加を促すとともに、環境教育を進めていただきたい。

<環境先進都市推進部長>

ゴール地点までは、まだ距離はあると思うが、着実に取組を前へ進めていきたいと思う。ご指摘があったとおり、細かなデータの蓄積、可視化していくこともこれから大事になってくると思う。そういった部分も意識しながら、施策に取り組んでいきたいと思う。

[理事者退室] 環境先進都市推進部

[理事者入室] 健康福祉部

(3) 生活保護運営対策経費

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<地域福祉課生活支援担当課長>

(資料に基づき説明)

～ 15 : 24

[質疑]

<竹田委員>

嘱託医との協議とは、具体的にどのようなことを協議するのか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

例えば、病状的に仕事ができるのかどうか、稼働能力を判定する際に嘱託医と協議を行っている。昨年度は、この協議が18件あった。また、公共交通機関を使用して病院に行くことが困難で、やむなくタクシーを使用して受診されることを考えておられる利用者について、嘱託医と協議する中で、タクシー移送の可否について協議も行っている。昨年度は、この協議が8件あった。今年の1月から、生活保護制度の中で、新たな事業として、健康管理支援事業というものが始まった。これは、健康管理を支援することで、日常的な生活の充実を図っていただくという制度であるが、誰を優先するべきであるか協議させていただいている。この協議が13件あり、合計で39件について嘱託医と協議を行った。

<竹田委員>

レセプトを基に、ケースワーカーから生活保護の利用者に、医療が必要であると促すことはあるか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

担当のケースワーカーや医療担当の会計年度任用職員が、生活保護利用者の最近の体調などを伺う中で、受診を促したり、日常生活上の課題の聞き取りを行い、健康管理につなげる支援に努めている。

<竹田委員>

レセプト点検する中で、年齢や病気別の傾向など、データの蓄積や分析はしているか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

レセプト点検は、生活保護を利用している方の課題や問題点を解決するために必要な手がかりを見つけるために、非常に重要なものである。レセプトの内容によっては、医療要否意見書という、病状や治療の経過を書いた意見書を医師からもらうことができ、そういったものを基に、どういう支援や治療が必要なのか、レセプト点

検をしている職員や嘱託医と協議する中で、適切な支援につなげられるよう体制を整備している。

<長澤委員>

生活保護の相談をされたが申請に至らなかった案件について、資料を提出していただいたが、本当に問合せだけなのか。問合せに来られるということは、保護を受けたいということが念頭にあって相談に来られると思う。それが本当に問合せだけにとどまっているのか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

以前にもお答えさせていただいたが、様々な方が相談に来られる。特に生活保護という制度は、その言葉は知っておられても、どういうものなのか、難しい部分もあるので、まずは相談者がどのようなことで相談に来られたのか、よく話を聞くと、生活保護の相談ではなくて、医療保険や雇用保険の介護サービスの手続きの話であったり、ほかの社会福祉制度の中の貸付金の話であったりする。説明の際には、「知っておきたい生活保護」という、京都府が配布している冊子に基づいて、きちんと説明させていただいている。その中で、生活保護というのはこういう場合にももらえて、こういう場合は保護の対象にならないとご理解していただいている。

<並河委員>

嘱託医は、65歳までは稼働能力があるため、働くよう生活保護の利用者に指導されていると思う。しかし、本当に実際に働けない場合でも、働かなかった場合は、指導に従わなかったということで保護が切られるというような実態もあると伺っている。本人の体は、本人が1番分かっているので、もう少し柔軟に対応するべきであると思うがどうか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

その方に稼働能力があるかどうかは、主治医が一番よく知っているため、まずは医療可否意見書という所定の様式があるので、それに就労が可能か、どの程度の業務ができるのかといった質問項目に回答していただいている。就労が可能となっている場合でも、場合によっては主治医訪問をさせていただき、意見をいただく中で、さらに嘱託医と協議を行い、どの程度までの就労であれば可能なのか稼働能力を判定している。

<平本委員長>

制度に該当しない場合、他の支援にどのように結びつけているのか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

平成27年度から、生活困窮者自立支援法に基づく支援が本格的に実施され、福祉の各部門においても、相談窓口が十分機能していることから、課題や問題を聞き取った上で、去年から開設をしている、福祉なんでも相談窓口につなぐなど、取り残さない、置き去りにしない支援や取組を進めている。

<並河委員>

生活保護相談時の同席問題について、国は相談者が納得すれば第三者が同席していても問題ないとしているが、市として第三者の同席については、どのように考えているのか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

平成18年3月31日付けの厚生労働省課長通知、生活保護行政を適正に引用するための手引きに基づき対応している。その中では、個々のプライバシーに配慮したきめ細やかな対応を行うことと書いている。公務員である以上、守秘義務は当然に課せられた義務であるので、守秘義務が破られるというようなことは論外ではある

が、さらに何をしなければならないのかということ、相談に来られた方、個々のプライバシーに十分配慮するということになっている。長年支援に携わってこられている方、民生委員、医療介護関係の方については、本人の状況もよく分かっておられる支援者ということで、相談者が了解されれば同席していただいている。生活保護の相談は生々しく、場合によっては、人に聞かれたくないと思うような、かなり重たい話まで聞かせていただくこともあるので、個人のプライバシーをどのようにして担保して守っていかなければならないのかということを経験している。例えば、相談者と同席者との力関係の中で、相談者が同席に対してイエスと言わざるを得ないような状況があり、相談者はノーとは言わないが、本心ではノーと思っておられることがあるかもしれない。実際そういうケースもあったが、そういう場合、相談者に第三者の同席を拒否するよう求めるのは難しいため、行政の立場として、相談者を守るという意味で、同席はやめていただきたいと、一定の線を引かせていただいている。

<長澤委員>

近年は、正規雇用が難しい社会情勢であるが、就労についての課題をどのように考えているのか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

委員ご指摘のとおり、非正規の就労が多い現状である。ただ、コロナ禍以前は割と景気がよく、雇用情勢が堅調に推移していたため、有効求人倍率も高かったのも、その時期に限っては正社員として就労される方もおられた。本市の生活保護行政においては、どこでもよいので就職していただくということではなく、どのようにすれば安定した生活が送っていけるのかということも見据えながら、就労支援に努めていく必要があると思っている。

[評価]

<平本委員長>

各委員は個人採点について、順次報告願う。

・三宅副委員長

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：5点、成果：5点

・西口委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：5点、成果：5点

・竹田委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：5点、成果：5点

・大塚委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：5点、成果：3点

・長澤委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：4点、成果：4点

・並河委員

必要性：5点、妥当性：5点、効率性・費用対効果：3点、成果：2点

[総合評価結果のまとめ]

<平本委員長>

各委員の点数を合計して、100点換算した結果、分科会としての点数は93点となり、評価基準は「4良好である」となった。この評価点数・評価基準を踏まえて、

総合評価結果について協議を行いたいと思うが、意見はあるか。

<竹田委員>

この経費の評価は先ほどのとおりであるが、制度や事業としては、この部分に収まらず多岐にわたるものであるため、今後は重層的支援とのリンクが必要になってくると思うので、そういったことを見据えた中で今後の事業展開を図っていただきたい。

<大塚委員>

生活保護は、最後のセーフティネットである。近年、生活困窮者が増加傾向にあったが、コロナの影響でさらに人数が増えている状況である。就労という部分に関して、他の委員から意見はあるが、求人は今もあるため就労は可能である。その方の体の特性、精神状態、仕事の好みなどがあると思うので、それを踏まえて就労支援につなげることが大切になると思う。生活保護、地域福祉だけではなく、他の課と連携し、自立支援の取組を進めていただきたい。

<平本委員長>

生活保護運営対策経費の評価結果は「現状維持」とする。なお、生活保護を必要とし、対象となる方を漏れなく支援するとともに、生活保護の対象にはならないが、支援などが必要な方に対しては、就労支援など、次の支援につなげられるようサポートを行っていただきたい。

<健康福祉部長>

生活保護業務全体の経費や、嘱託医との協議を含めた生活保護業務の在り方を見直す機会となった。生活保護は最後のセーフティネットであるが、全庁的に連携し支援を行っていくことができるよう、今後とも業務に励んでいきたい。

[理事者退室] 健康福祉部

4 討論～分科会採決

[討論]

<並河委員>

1 1号議案、令和2年度亀岡市一般会計決算認定について、反対の立場で討論する。コロナ禍で、市民の暮らしが大変な状況である中、市民に寄り添った福祉行政になっていないのではないかと思います。これまでも言ってきたが、市民からくらしの資金の通年化などの要望がたくさんある。生活保護制度についても、本当に必要な人に適用していないのではないかと不審に思う点もあるので、福祉関連の内容については、不承認ということで反対の討論とさせていただきます。

<長澤委員>

1 1号議案、令和2年度亀岡市一般会計決算認定について、生活保護の問題については、かなり課題を抱えていると思うが、事務事業評価の中でも意見を言わせていただいたとおり、この分科会で所管する内容については賛成の立場で討論する。しかし、一般会計全体の内容については、別の判断をさせていただくこともあると申し上げておく。

[採決]

第1 1号議案（一般会計） 挙手 多数 認定（反対：並河）

第1 2号議案（国保） 挙手 全員 認定

第 1 3 号議案（休日診療）	挙手	全員	認定
第 1 4 号議案（介護保険）	挙手	全員	認定
第 1 5 号議案（後期高齢）	挙手	全員	認定
第 2 0 号議案（病院）	挙手	全員	認定

[指摘要望事項なし]

<平本委員長>

決算全体会の環境市民厚生分科会委員長報告、事務事業評価のまとめは、これまでの審査内容を踏まえて調整するので正副委員長に一任願う。次回は9月22日の午前10時から分科会を開催し、委員長報告の確認などを行う。

散会 ～ 17 : 08